

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部経営支援課

法令名	中小企業等協同組合法	法令の番号	昭和24年法律第181号
許認可等の種類	火災共済協同組合の事業方法書等の変更の認可	根拠条項	第57条の2
審査基準	<p>第57条の2の規定による火災共済協同組合の事業方法書等の変更の認可に係る審査基準については、第27条の2第1項の規定による事業協同組合等の設立の認可に係る審査基準を準用する。</p>		
受付機関	経営支援課	処理機関	経営支援課
		交付機関	経営支援課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次NO	12